第38回横浜市道路高架下等利用計画検討会 適地検討及び利用計画検討資料

資料 1

	案件番号	1 戸塚区品濃町	2 戸塚区柏尾町	3 金沢区釜利谷東六丁目
		7 区分	7 区分	7 区分
	1 計画地の概要	道路予定区域等	道路予定区域等	道路予定区域
		亻 所在(地番)	亻 所在(地番)	亻所在(地番)
		戸塚区品濃町500-6	戸塚区柏尾町294-5地先	金沢区釜利谷東六丁目738番1の一部ほか
		ウ 面積	ウ 面積	ウ 面積
適		595. 93m²	368. 67m²	242. 02 m²
+#1		ェ 立地・交通	ェ 立地・交通	ェ 立地・交通
の		JR横須賀線「東戸塚駅」から北東へ0.65キロメートル	JR東海道線「戸塚駅」から北東へ1.6キロメートル	京急本線「金沢文庫駅」から西へ0.9km
		† 用途地域等	オ 用途地域等	オ 用途地域等
検		準住居地域 建ぺい率60% 容積率200%	工業地域 建ぺい率60% 容積率200%	準住居地域 建ぺい率60% 容積率200%
討		第4種高度地区 準防火地域	第5種高度地区 防火指定なし	第 4 種高度地区 準防火地域
		カ 接道	カ 接道	カ 接道
		東側:市道、幅員18m、舗装有	南側:国道、幅員10m、舗装有	北側:市道、幅員14.9m、舗装有
				西側:市道、幅員5.6m、舗装有
				東側:市道、幅員20.0メートル、舗装有
	2 周辺地域の概要	中高層のマンションが建ち並ぶ住宅地域	国道沿いに大規模工場が建ち並ぶ内陸型工業地域	中小一般住宅が多く見られる既成住宅地域
	3 建築の可否	建築可とする(撤去が容易なもの)	建築可とする(撤去が容易なもの)	建築可とする(撤去が容易なもの)
		※建築基準法第44条が適用されません。	※建築基準法第44条が適用されます。	※建築基準法第44条が適用されません。
	4 用 途			
	又は	自動車駐車場、駐輪場	自動車駐車場、駐輪場	自動車駐車場、駐輪場
	入札対象施設			
	5 占用期間	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。
利		・最大10年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。	・最大10年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。
用				
計		・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。		・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。
画	6 留意点	・占用者は、隣接する区域(図面のうち、緑色で示す範囲36.28㎡)の利用を希望す	・近隣住居等へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。	・交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
	0 笛息点	ることができる。 (ただし、建築不可。用途は自動車駐車場とする。貸付料の単価は落札した道路占	・ 言宗者長及び道眸官垤有寺の励職による女王対束を縛しること。 ・ 占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理をすること。	・敷地内には下水道管が埋設されているため、必要に応じて管理者と協議するこ
の		用料と同額とする。)		۷.
検				
討				
		・価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額(年/1㎡あたり)>	・価格評価占用入札案件とする。 <※占用料の額の最低額>	・価格評価案件とする。 <※占用料の額の最低額>
		(1) 駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円	(1)駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円	(1)駐車場法に規定する路外駐車場 : 2,750円
		(2)上記以外の駐車場 : 5,500円 (3)自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの : 3,343円	(2)上記以外の駐車場 (3)自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの : 1,704円	(2)上記以外の駐車場 (3)自転車等駐車器具で一般公共の用に供されるもの:1,959円
		(4) 上記以外の自転車等駐車器具 : 6,686円	(4)上記以外の自転車等駐車器具 : 3,407円	(4) 上記以外の自転車等駐車器具 : 3,919円
		(5) (1)から(4)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額	(5) (1)から(4)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額	(5) (1)から(4)の占用物件から複数設置する場合 : 最も金額が高い占用料の額